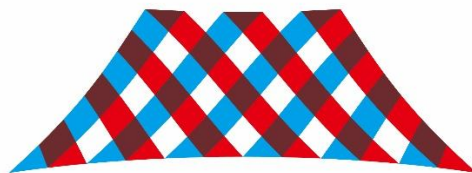


宿泊税に関する Q&A

令和8年10月初版

あなたとわくわく



マグマシティ
鹿児島市

目次

1 宿泊税について…P1～P3

- Q1-1 宿泊税とは、どのような税金ですか。
- Q1-2 なぜ、宿泊税を導入するのですか。
- Q1-3 宿泊税は何に使われるのですか。
- Q1-4 なぜ、観光振興のための税を宿泊者だけが支払うのですか。
- Q1-5 宿泊税はいつ導入されるのですか。
- Q1-6 宿泊税の税率が 200 円となった理由は。
- Q1-7 宿泊税は年齢に関係なく課税されるのですか。添い寝の赤ちゃんはどうなりますか。
- Q1-8 鹿児島市民や鹿児島県民を課税対象外とすることはできないのですか。
- Q1-9 日本人を宿泊税の課税対象外とすることはできないのですか。
- Q1-10 税率や課税条件が変更されることはないのですか。
- Q1-11 宿泊料金を低額に設定している宿泊施設では、負担感が大きいのではありませんか。宿泊料金に応じた税率区分や課税免除を設けるべきではありませんか。
- Q1-12 入湯税に加えて宿泊税も徴収することは、二重課税にならないのですか。
- Q1-13 入湯税に加えて宿泊税も徴収すると、宿泊者に理解いただけるか不安です。入湯税を減額するなどの措置はされないのですか。
- Q1-14 仮に今後、鹿児島県も宿泊税を導入となった場合、宿泊税の税額や制度に変更は生じますか。
- Q1-15 宿泊税の用途については公表されますか。

2 宿泊税の実務について …P4～P12

(1) 特別徴収事務について …P4～P6

- Q2-1 特別徴収義務者となるのは、どのような人ですか。
- Q2-2 特別徴収義務者として、どのようなことを行わなければならないのですか。
- Q2-3 宿泊税の管理のために新規に帳簿を用意しなければなりませんか。
- Q2-4 宿泊者が宿泊税を支払わない場合は、どうすればよいですか。
- Q2-5 宿泊者や宿泊事業者が宿泊税を支払わないと、どうなりますか。罰則はありますか。
- Q2-6 宿泊税の徴収方法は決まっていますか。宿泊料金はインターネットによるクレジット決済可能としていますが、宿泊税はどのように徴収したらよいですか。
- Q2-7 現金以外の支払手段で宿泊税を徴収した場合の手数料は、事業者負担ですか。
- Q2-8 無人チェックイン施設では、どのような方法で宿泊税を徴収すればよいのでしょうか。
- Q2-9 旅行代理店やあっせん業者等から、宿泊税を一括して申告納入してもらうことはできますか。
- Q2-10 宿泊税を特別徴収するにあたって、特別徴収義務者に対する支援措置はありますか。
- Q2-11 特別徴収交付金に対して、消費税は課税されるのでしょうか。
- Q2-12 宿泊税の特別徴収にあたって、レジシステムの改修をする必要がある場合、その費用に対する補助制度

はありますか。

Q2-13 同一敷地内で複数の宿泊施設を経営しており、経理等も区分することができないため、経営申告書をまとめて提出することはできますか。

Q2-14 旅行業者は宿泊税の特別徴収義務者となっていませんが、宿泊者から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありますか。

(2) 課税対象について …P6～P10

Q2-15 宿泊の定義は。

Q2-16 宿泊料金の定義は。

Q2-17 宿泊がキャンセルとなった場合、宿泊税はどうなりますか。

Q2-18 部屋ごとに料金を取っていますが、この場合、どのようにして宿泊人数を判別して徴収したらよいですか。

Q2-19 休憩、宿泊の区分がある場合は、どのように宿泊税を算出したらよいですか。

Q2-20 日をまたがない6時間以上の利用は宿泊になりませんか。

Q2-21 旅行会社経由等の宿泊など、ホテル側で宿泊者の実支払額が不明の場合はどうすればよいですか。

Q2-22 修学旅行生や中体連、高体連、受験等の学生は課税対象ですか。

Q2-23 修学旅行の事前準備(下見)は課税免除となりますか。

Q2-24 民泊施設に宿泊される方も課税対象ですか。

Q2-25 マンスリーマンションやウィークリーマンションは宿泊税の対象となりますか。

Q2-26 長期滞在の場合でも、課税対象になりますか。

Q2-27 連泊の場合は、宿泊数に応じて宿泊税が課税されるのですか。

Q2-28 観光目的ではない宿泊でも、課税対象となるのですか。

Q2-29 無料宿泊券を利用する場合の取り扱いは。

Q2-30 キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられていますが、テントサイトも宿泊税の対象になるのですか。

Q2-31 ホテル内のプールやレストランなどの施設のみを利用する場合は宿泊税の課税対象となりますか。

Q2-32 団体宿泊に伴い会議室を客室として提供する場合、宿泊税はかかりますか。

Q2-33 公営施設の場合も、宿泊税を徴収する必要がありますか。

Q2-34 生活困窮者が利用する無料低額宿泊所も対象となりますか。

Q2-35 2人で予約し、宿泊税を事前に領収していましたが、実際の宿泊者が1人のみだった場合は宿泊税を返金してよいですか。

Q2-36 予約者が宿泊料金を支払う場合も、宿泊税は必ず宿泊者から直接徴収しなければなりませんか。

Q2-37 子どもの宿泊料を徴収していないが、施設使用料として定額料を負担いただく場合がありますが、この場合の施設使用料は宿泊料金にあたりますか。

(3) 申告納入について …P11～P12

Q2-38 納入方法はどのような方法がありますか。

Q2-39 電子申告と電子納入の方法は。

Q2-40 eL-QR を使用した納入はできますか。

Q2-41 納入について、口座から引き落とししてもらうことは可能ですか。

Q2-42 申告納入は毎月行わなければなりませんか。

Q2-43 宿泊がない月は納入申告書の提出は必要ですか。

Q2-44 納入の特例(3ヶ月ごと)対象事業者は、まとめて納入が可能ですか。

Q2-45 複数の宿泊施設を経営しているので、まとめて申告納入することはできますか。

Q2-46 プリンターがないため納入書が印刷できません。

Q2-47 宿泊者が旅行業者を通じて宿泊費を支払った場合、旅行業者からの入金に1～3か月ほどかかりますが、翌月に宿泊税を納入する必要があるのですか。

Q2-48 納期限までに納入しなかった場合はどうなりますか。

Q2-49 分割して納入することはできますか。

Q2-50 税額を誤って多く納めすぎた場合はどうなりますか。

3 周知 ・ 広報について…P13

Q3-1 宿泊者への周知はどのように行う予定ですか。宿泊事業者が宿泊者へ説明する際に使えるような広報物の配布があるのでしょうか。

Q3-2 広報物にはどのような種類がありますか。

Q3-3 広報物は何か国語に対応しているのでしょうか。

1 宿泊税について

Q1-1 宿泊税とは、どのような税金ですか。

A1-1 宿泊税とは、市内のホテルや旅館、民泊施設などに宿泊する宿泊者に対して課税される税で、条例に基づき使途や税率が定められる法定外目的税※です。

※ 法定外目的税とは、道府県又は市町村が、特定の費用に充てるために独自に条例で定めて課することができる税金です。(地方税法第 731 条)

Q1-2 なぜ、宿泊税を導入するのですか。

A1-2 本市が、今後、国内外から選ばれる観光地として持続的に発展していくことを目指し、都市の魅力を高め、更なる観光振興を図る新たな施策等の継続的な展開に要する費用に充てるため、新たな観光財源として、宿泊税を導入します。

Q1-3 宿泊税は何に使われるのですか。

A1-3 都市の魅力を高め、持続可能な観光振興を図ることを目的として、鹿児島ならではの観光資源の魅力向上や国内外からの戦略的な誘客促進、旅行者の受入環境の充実等に要する費用に充てることを考えています。

Q1-4 なぜ、観光振興のための税を宿泊者だけが支払うのですか。

A1-4 宿泊施設に宿泊される方は、その目的に関わらず、市内での宿泊・滞在・移動等を通して、観光関連の行政サービスを一定程度享受するため、税の公平性の観点から、観光目的以外の宿泊者にも広く負担を求めることが望ましいという考えのもと、観光目的以外の宿泊者からも税を徴収することを想定しており、導入自治体においても同様の取扱いがなされています。

Q1-5 宿泊税はいつ導入されるのですか。

A1-5 宿泊事業者等への制度説明や宿泊者への周知広報、宿泊事業者側の受入環境整備等に必要な期間の確保等を踏まえ、令和9年4月1日に宿泊税を導入することとしております。

Q1-6 宿泊税の税率が200円となった理由は。

A1-6 外部有識者で構成される検討委員会から提出された報告書や導入自治体の傾向、宿泊事業者の意見等を踏まえ、特別徴収義務者の事務負担や制度の明確性等を総合的に勘案し、税率(税額)を1人1泊につき200円としました。

Q1-7 宿泊税は年齢に関係なく課税されるのですか。添い寝の赤ちゃんはどうなりますか。

A1-7 宿泊税は、宿泊者の年齢に関わらず課税されます。

なお、幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代がかかる場合は宿泊税の課税対象となりますが、宿泊料金がかからない添い寝の場合、宿泊税は課税されません。

Q1-8 鹿児島市民や鹿児島県民を課税対象外とすることはできないのですか。

A1-8 市内居住者や県内居住者であっても、観光施策の受益は一定程度認められ、また、居住地によって課税対象の除外とすることは税の公平性の観点から課税対象外及び課税免除の措置が困難であるため、一定の負担をお願いしています。

Q1-9 日本人を宿泊税の課税対象外とすることはできないのですか。

A1-9 国際的な取り決めである租税条約において、税制上、自国民と相手国民を差別することが禁じられています。地方税である宿泊税もこの条約に抵触する可能性があるため、慎重に検討する必要があります。

また、仮に差別化を図るとした場合、宿泊者には要件の証明、宿泊事業者には要件の確認と、宿泊者と宿泊事業者双方にご負担をお掛けすることとなりますので、一律での課税としています。

Q1-10 税率や課税条件が変更されることはないのですか。

A1-10 鹿児島市宿泊税条例において、条例の施行後3年を経過した時点で社会経済情勢の変化等を勘案し、条例の施行の状況について初回の見直しを行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしています。その後も、5年ごとに同様の検討を行うこととしています。

なお、社会情勢の変化など想定外のことが生じた時は、見直し期間については柔軟に対応することとしています。

Q1-11 宿泊料金を低額に設定している宿泊施設では、負担感が大きいではありませんか。宿泊料金に応じた税率区分や免税点を設けるべきではありませんか。

A1-11 宿泊料金の差異に関わらず、宿泊者が享受する行政サービスは同一であるとの観点から、公平性の確保を目的とし、また、特別徴収義務者の事務負担や制度の明確性等を総合的に勘案した結果、一律定額制としました。

免税点については、特別な理由がある場合に限り例外的に認めるべきものであるという租税の基本原則や、外部有識者による検討委員会において「シンプルな制度が望ましい」などの意見があったこと、導入自治体の傾向や、宿泊事業者を対象としたアンケート調査、また、宿泊料金にかかわらず宿泊者が受ける行政サービスに変わりはないことなどを総合的に勘案した結果、免税点は設けないこととしました。

Q1-12 入湯税に加えて宿泊税も徴収することは、二重課税にならないのですか。

A1-12 入湯税と宿泊税は、使途・目的・課税客体が異なるため、納税者は同一でも二重課税にはなりません。

【入湯税の制度について】

○使途：地方税法第701条により、次のような費用に充てられます。

- ・環境衛生施設の整備
- ・鉱泉源の保護管理施設の整備
- ・消防施設その他消防活動に必要な施設の整備
- ・観光の振興(観光施設の整備を含む)に要する費用

○納税者：鉱泉浴場(温泉等)の入湯客

○課税客体：鉱泉浴場への入湯行為

Q1-13 入湯税に加えて宿泊税も徴収するとなると、宿泊者に理解いただけるか不安です。入湯税を減額するなどの措置はされないのですか。

A1-13 入湯税と宿泊税は、使途・目的・課税客体が異なる点、また入湯税は市民共有の地下資源を利用しており、相応の負担を求めることは適切であることから、入湯税の減額を行わないこととしました。大部分の導入自治体においても、同様の考え方から入湯税の改正は行っておりません。

また、入湯税も目的税であることから、入湯税を活用して実施する施策への財政的な影響も踏まえて検討する必要があります。

Q1-14 仮に今後、鹿児島県も宿泊税を導入となった場合、宿泊税の税額や制度に変更は生じますか。

A1-14 県も検討を行う場合においては、宿泊者の税負担や宿泊施設の事務負担が過重にならないよう、税率(税額)や課税対象など、制度全般について整合を図る必要があることから、互いに十分に連携、調整を図りながら検討を進めていく必要があると考えています。

Q1-15 宿泊税の使途について公表はされますか。

A1-15 宿泊税の使途及び内容については、毎年度公表いたします。

2 宿泊税の実務について

(1) 特別徴収事務について

Q2-1 特別徴収義務者となるのは、どのような人ですか。

A2-1 宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者です。一般的には、旅館業の許可を受けた方及び住宅宿泊事業の届出をした方が該当します。

ただし、これ以外の方が宿泊税の徴収について便宜を有すると認められる場合(全面的に経営を委託している場合など)には、その方が特別徴収義務者となることがありますので、鹿児島市市民税課諸税係(以下「市諸税係」という)(TEL 099-216-1172(直通))までお問い合わせください。

なお、宿泊施設の経営者は、本市からの個別の指定がなくても特別徴収義務者となります。

Q2-2 特別徴収義務者として、どのようなことを行わなければならないのですか。

A2-2 特別徴収義務者の方には、次の対応をお願いします。

- ① 宿泊税に係る経営申告書の提出
- ② 宿泊者から宿泊税を徴収し、本市へ申告・納入
- ③ 帳簿や書類の記載・保存

※ 帳簿とは:宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるものをいいます。上記の事項が網羅されたものであれば、日々作成される業務用帳簿等に代えていただいても構いません。例)総勘定元帳、仕分帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳等

※ 書類とは:宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数及び宿泊税額が記載されているものをいいます。

Q2-3 宿泊税の管理のために新規に帳簿を用意しなければなりませんか。

A2-3 必ずしも新規に帳簿を用意する必要はなく、既存の帳簿に宿泊税の項目を追加する対応も可能です。また、単一の帳簿にまとめる必要はなく、複数の帳簿を突合させることにより宿泊税に関する情報(宿泊税額等)を確認することができるような場合も条例の定めを満たすことになりますので、管理しやすい方法をご検討ください。

Q2-4 宿泊者が宿泊税を支払わない場合は、どうすればよいですか。

A2-4 宿泊者へのご説明に活用いただけるよう、宿泊税についてのポスターやチラシ、リーフレット等を配布します。

仮に宿泊者から支払われなかった場合は、法令上、特別徴収義務者である宿泊事業者様が本市に納入したうえで、納税拒否をした宿泊者に求償していただくこととなります(地方税法第733条の15第3項)。

なお、本市としても、宿泊者への周知・広報などに取り組みます。

Q2-5 宿泊者(納税義務者)や宿泊事業者(特別徴収義務者)が宿泊税を支払わないと、どうなりますか。罰則はありますか。

A2-5 ① 宿泊者(納税義務者)が宿泊税を支払わない場合

宿泊者(納税義務者)に対し地方税法上の罰則は設けられていませんが、宿泊税が納税されない場合は、特別徴収義務者(宿泊事業者)が市に納入した上で、納税拒否をした納税義務者(宿泊者)に求償するという規定が地方税法に設けられています(地方税法第733条の15第2項、第3項)。

② 宿泊事業者(特別徴収義務者)が宿泊税を納入しない場合

地方税法上、罰則が設けられています(地方税法第733条の21第2項等)。

特別徴収義務者に課される罰則については、他の市町村税目においても同様に設けられており、いずれも税の公平性等を確保するため法令に規定されています。

Q2-6 宿泊税の徴収方法は決まっていますか。宿泊料金はインターネットによるクレジット決済可能としていますが、宿泊税はどのように徴収したらよいですか。

A2-6 徴収方法については、本市から指定するものではありません。

導入自治体では、フロントで徴収する、事前決済の際に宿泊料とあわせて徴収する等のご対応が多いようです。現金に限らず、クレジットカードなど宿泊事業者様にとって徴収しやすい方法を選択いただくことになります。

Q2-7 現金以外の支払手段で宿泊税を徴収した場合の手数料は、事業者負担ですか。

A2-7 宿泊税をクレジットカード等で支払われた場合の手数料につきましては、宿泊事業者様にご負担いただくことになります。

そのため、宿泊税の特別徴収事務上生じるご負担に対して、納期内納入額に応じて一定割合の交付金を支給する特別徴収交付金制度を設けます。

Q2-8 無人チェックイン施設では、どのような方法で宿泊税を徴収すればよいのでしょうか。

A2-8 徴収方法については、本市から指定するものではありません。

導入自治体では、事前決済時に宿泊料金とあわせて徴収する、券売機により徴収する、宿泊施設内に設置した集金BOXを用いて宿泊税を回収するといった事例があるようです。

Q2-9 旅行代理店やあっせん業者等から、宿泊税を一括して申告納入してもらうことはできますか。

A2-9 旅行代理店等の斡旋業者様は特別徴収義務者には該当しないため、直接本市に納入していただくことはできません。

Q2-10 宿泊税を特別徴収するにあたって、特別徴収義務者に対する支援措置はありますか。

A2-10 宿泊税の特別徴収に係る事務的負担や経費の一部を支援するため、特別徴収義務者に対して特別徴収交付金制度を設けます。納期内納入額に対し、4.0%(導入後5年間に限り0.5%加算)かけた額を交付する予定です。交付対象期間は、3月分から翌年2月分までとし、その交付時期は、交付対象期間の属する会計年度の翌年度です。手続き方法等の詳細が決まり次第、本市ホームページでお知らせいたします。

Q2-11 特別徴収交付金に対して、消費税は課税されるのでしょうか。

A2-11 特別徴収義務者に交付する特別徴収交付金については、対価を得て行う資産の譲渡等にあたらないため「不課税取引」となり、消費税の課税の対象とはなりません。

Q2-12 宿泊税の特別徴収にあたって、レジシステムの改修をする必要がある場合、その費用に対する補助制度はありますか。

A2-12 宿泊事業者様が宿泊税の特別徴収を実施するにあたり、レジシステムの改修・構築費、ハードウェア又はソフトウェアの購入費等に対して、「鹿児島市宿泊事業者システム改修等支援補助金」を交付します。

1宿泊施設ごとに、消費税を除いて50万円までは全額、50万円を超える部分については2分の1、合計100万円を上限とします。(1,000円未満の端数は切り捨て)

申請期限は、令和9年2月末までとなっております。

詳しくは鹿児島市ホームページでお知らせしています。

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kan-senryaku/syukuhakuzei02.html>

Q2-13 同一敷地内で複数の宿泊施設を経営しており、経理等も区分することができないため、経営申告書をまとめて提出することはできますか。

A2-13 経営申告書の提出は、宿泊施設ごと(許可、届出の施設ごと)に行ってください。

Q2-14 旅行業者は宿泊税の特別徴収義務者となっていませんが、宿泊者から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありませんか。

A2-14 旅行業者の方が旅行商品の販売時に宿泊税相当分をお預かりいただき、ホテルや旅館等にお支払いいただくことも可能です。

宿泊税を旅行商品の販売時に預かり金としてお取り扱いいただくか、あるいはホテルや旅館等に宿泊する際に支払っていただくかについては、旅行業者とホテル、旅館等との間で取り決めていただくことになります。

※ 旅行業者がつくるパッケージ商品の代金の中に宿泊税を含める場合は、その旨を明記してください。

(2) 課税対象について

Q2-15 宿泊の定義は。

A2-15 宿泊税の課税対象となる「宿泊」の判断基準は以下のとおりです。

- ① その利用行為を契約上、宿泊として取扱うもの。
- ② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの。

【旅館業法の許可が必要な宿泊とは】

以下の4項目をすべて満たすものです。

- ・ 宿泊料を徴収している(名称は問わない)
- ・ 社会性がある(不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている場合など)
- ・ 反復継続性がある(宿泊募集を継続的に行っている場合など)
- ・ 生活の本拠ではない(使用期間が1か月未満の場合、使用期間が1か月以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など)

Q2-16 宿泊料金の定義は。

A2-16 宿泊料金とは、食事代や消費税等を除き、サービス料等を含んだ金額をいいます。

【宿泊料金に含まれるものの例】

宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求されるもの

- ・ 清掃代
- ・ 寝具使用料
- ・ 入浴代
- ・ 寝衣代
- ・ サービス料、奉仕料 等

【宿泊料金に含まれないものの例】

下記については、宿泊施設の宿泊料金に含まれる場合であっても、宿泊料金から控除します。

- ・ 食事代
- ・ 遊興費
- ・ 会議室の使用、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額
- ・ 消費税、地方消費税、入湯税等の税

- ・ 自動車代、たばこ代、電話代、土産代、クリーニング代等の立替金
- ・ 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額

Q2-17 宿泊がキャンセルとなった場合、宿泊税はどうなりますか。

A2-17 宿泊税が事前決済済の状態でもキャンセルになった場合は、返金対応が必要になります。旅行予約サイトを運営する会社等と事前に対応方法をご確認ください。

ただし、キャンセル料が発生し、契約上そのキャンセル料金を「違約金」として取り扱う場合は、宿泊税は課税されませんが、「宿泊料金」として取り扱う場合は、宿泊税の課税対象となります。

※ 交通手段と宿泊がセットとなったパckツアーにおいて、宿泊が無かった場合も同様となります。

Q2-18 部屋ごとに料金を取っていますが、この場合、どのようにして宿泊人数を判別して徴収したらよいですか。

A2-18 1室を単位として料金を設定している場合でも、人数分の宿泊税が課税されますので、何人宿泊しているかを実際に把握していただく必要があります。特別徴収義務者となる宿泊事業者の皆様には、帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成または受領した書類を保存していただく必要があります。

Q2-19 休憩、宿泊の区分がある場合は、どのように宿泊税を算出したらよいですか。

A2-19 いわゆるラブホテル等において、その利用が宿泊契約として取り扱われる場合は、宿泊税の課税対象となりますが、休憩契約の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用(連続した延長利用を含む)があった場合は、宿泊税の課税対象となります。

Q2-20 日をまたがない6時間以上の利用は宿泊になりませんか。

A2-20 その利用行為が契約上宿泊としての取扱いでない場合は、日をまたがない6時間以上の利用(例:午前1時から午前8時までの利用)は、課税対象となる「宿泊」とはなりません。

Q2-21 旅行会社経由等の宿泊など、ホテル側で宿泊者の実支払額が不明の場合は どうすればよいですか。

A2-21 宿泊施設と旅行会社の契約に基づく宿泊料金により、宿泊税を徴収してください。

Q2-22 修学旅行生や中体連、高体連、受験等の学生は課税対象ですか。

A2-22 宿泊税の課税を免除するのは、学校教育法第1条で規定する学校(大学を除く。)が行う修学旅行に参加している児童、生徒並びに引率者が宿泊する場合になります。

※ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいいます。いわゆる専門学校(専修学校、各種学校等)や海外の学校は、含まれません。

※ 引率者とは、生徒等の引率を行う学校関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいいます。旅行業者の添乗員やカメラマン等は対象となりません。

なお、課税免除とするためには、学校長が「修学旅行であることの証明書」を作成し、宿泊事業者に提出する必要があります。証明書を提出しない場合は課税免除となりませんのでご注意ください。

- ・証明書は、宿泊施設において5年間保存してください。
- ・証明書は、鹿児島市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kan-senryaku/syukuhaku.html>

Q2-23 修学旅行の事前準備(下見)は課税免除となりますか。

A2-23 課税免除は限定的に取り扱う必要があるとの観点から修学旅行の事前準備(下見)については、課税免除の対象とはなりません。

Q2-24 民泊施設に宿泊される方も課税対象ですか。

A2-24 宿泊税の課税対象となる施設は、旅館業法に係る施設または住宅宿泊事業法に係る住宅であるため、住宅宿泊事業いわゆる民泊も課税対象となります。

Q2-25 マンスリーマンションやウィークリーマンションは宿泊税の対象となりますか。

A2-25 短期賃貸借住宅については、賃貸借契約による利用で旅館業法による宿泊にあたらなない場合は、宿泊税の課税対象となりません。

Q2-26 長期滞在の場合でも、課税対象になりますか。

A2-26 宿泊契約に基づく宿泊行為であれば、滞在の期間に関わらず宿泊数に応じて宿泊税が課税されます。なお、旅館業法における下宿営業は、課税対象外です。

Q2-27 連泊の場合は、宿泊数に応じて宿泊税が課税されるのですか。

A2-27 連泊された場合は、連泊した宿泊数に応じた宿泊税が課税されます。

(例)1人3泊した場合 1人×200円×3泊=600円

Q2-28 観光目的ではない宿泊でも、課税対象となるのですか。

A2-28 宿泊税は宿泊行為に対して課税するものであるため、観光目的ではない宿泊も対象となります。また、ビジネス目的での来訪であっても、宿泊者は行政サービスを一定程度享受することなども総合的に判断し、宿泊目的に関わらず全ての宿泊者に広くご負担をお願いするものです。

Q2-29 無料宿泊券を利用する場合の取扱いは。

A2-29 宿泊施設の経営者自らのサービスで割引が行われた場合は、割引後の料金を宿泊料金とします。その結果、宿泊料金が0円となる場合は、宿泊税は課税されません。それ以外(宿泊予約サイトのポイント利用や懸賞による招待等)で割引が行われた場合(いわゆる第三者割引)は、割引前の料金を宿泊料金としますので、宿泊税の課税対象となります。

Q2-30 キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられていますが、テントサイトも宿泊税の対象になるのですか。

A2-30 移動式テントを宿泊者が設置する場合等、旅館業法上の宿泊に該当しないものであれば、宿泊税の対象にはなりません。ただし、固定式のテントやバンガロー等事業者が設けた施設で宿泊する場合等、旅館業法上の宿泊に該当する場合は、宿泊税が課税されます。

Q2-31 ホテル内のプールやレストランなどの施設のみを利用する場合は宿泊税の課税対象となりますか。

A2-31 宿泊税は宿泊施設における宿泊が課税対象となるため、ホテル内の施設のみを利用する場合は宿泊税の課税対象となりません。

Q2-32 団体宿泊に伴い会議室を客室として提供する場合、宿泊税はかかりますか。

A2-32 会議室を客室として提供した場合、その利用が宿泊契約に基づくものであり、宿泊料金として取り扱う場合は、宿泊税の課税対象となります。なお、会議室を客室として使用する場合は、旅館業法において、会議室を客室とする変更手続きが必要となります。

Q2-33 公営施設の場合も、宿泊税を徴収する必要がありますか。

A2-33 ユースホテル、国民宿舎、社会教育施設等であっても、その設置目的に関わらず、旅館業の許可等を必要とする施設であれば、宿泊税の課税対象となります。宿泊者は、行政サービスを一定程度享受していることに鑑み、すべての宿泊者に広くご負担をお願いしています。なお、宿泊施設により、宿泊料金が免除されている場合は、課税されません。

Q2-34 生活困窮者が利用する無料低額宿泊所も対象となりますか。

A2-34 無料低額宿泊所は、社会福祉法に基づく社会福祉事業であり、旅館業に該当しませんので、宿泊税の課税対象ではありません。

Q2-35 2人で予約し、宿泊税を事前に領収していましたが、実際の宿泊者が1人のみだった場合は宿泊税を返金してよいですか。

A2-35 実際に宿泊があった人数で宿泊税を徴収していただくことになりますので、事前に徴収していた金額と差額がある場合は、差額分を返金してください。ただし、キャンセル料が発生し、契約上そのキャンセル料金を「違約金」として取り扱う場合は、宿泊税は課税されませんが、「宿泊料金」として取り扱う場合は、宿泊税の課税対象となります。

Q2-36 予約者が宿泊料金を支払う場合も、宿泊税は必ず宿泊者から直接徴収しなければなりませんか。

A2-36 予約者に宿泊料金と宿泊税を併せてお支払いいただくことも可能です。予約者が宿泊税を支払っていない場合は、宿泊者からの徴収をお願いします。

Q2-37 子どもの宿泊料を徴収していないが、施設使用料として定額料を負担いただく場合がありますが、この場合の施設使用料は宿泊料金にあたりますか。

A2-37 宿泊料金に含まれるものの例として、「清掃代、寝具使用料、入浴代など」としており、宿泊料金に含まれないものとして「食事代、遊興費など」としております。そのため、当該施設使用料が寝具使用料や入浴代などの宿泊の利用行為の対価としての負担いただくものであれば、宿泊税を徴収していただくこととなります。

(3) 申告納入について

Q2-38 納入方法はどのような方法がありますか。

A2-38 宿泊税の納入方法には、次の方法があります。

- ① 納入書により金融機関や市役所等の窓口で納入する方法
(納入場所は、「宿泊税特別徴収事務の手引」P12をご参照ください。)
- ② eLTAX を利用して、電子納入する方法
(詳細は「宿泊税特別徴収事務の手引」P22をご参照ください。)

Q2-39 電子申告と電子納入の方法は。

A2-39 宿泊税の申告及び納入については、「地方税ポータルシステム(eLTAX(エルタックス))」を利用したインターネットによる申告等(電子申告等)が可能です。

「地方税ポータルシステム(eLTAX)」を利用して手続きするためには、利用者 ID 及び電子証明書が必要です。他の税目で既に利用者 ID 及び電子証明書を利用している場合は、同一の利用者 ID 及び電子証明書を利用することができます。

※地方税ポータルシステム(eLTAX)の利用については、地方税共同機構が運営する eLTAX のホームページをご確認ください。操作上のご不明点は、eLTAX ヘルプデスクへお問い合わせください。

eLTAX ホームページ <https://www.lta.go.jp/eltax/shinkoku/pcdesk/>

eLTAX ヘルプデスク【TEL】0570-081459

Q2-40 eL-QR を使用した納入はできますか。

A2-40 eL-QR を印字した納入書を発行することはできないため納入できませんが、eLTAX の「PCdesk」経由であれば、ダイレクト納付・インターネットバンキング、ATM、クレジットカードによる納入が可能です。ただし、クレジットカードによる納入に係る手数料は、納入者負担となります。

Q2-41 納入について、口座から引き落とししてもらうことは可能ですか。

A2-41 宿泊税は、特別徴収義務者に申告いただいてから納入いただく申告納入の税目となりますので、口座振替による納入はできません。納入書による納入または eLTAX を介した電子申告と電子納入をお願いします。

Q2-42 申告納入は毎月行わなければなりませんか。

A2-42 特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、原則、翌月の末日までに、宿泊施設ごとに申告納入いただく必要があります。

ただし、特別徴収義務者の申告納入手続きの負担を軽減するため、所定の要件を満たす場合は、申告納入期限の特例を受けることができます。この特例を受けると、3か月分をまとめた年4回(6月、9月、12月、3月)の申告納入期限となります。(詳細は「宿泊税特別徴収事務の手引」P13をご確認ください。)

Q2-43 宿泊がない月は納入申告書の提出は必要ですか。

A2-43 宿泊がない月でも納入申告書の提出をお願いいたします。納入申告書の宿泊数、税額の欄には「0」と記入してください。なお、宿泊がない月は、月計表の添付は必要ありません。

Q2-44 納入の特例(3か月ごと)対象事業者は、まとめて納入が可能ですか。

A2-44 まとめて納入できますが、納入書は月ごとに作成する必要があります。

Q2-45 複数の宿泊施設を経営しているので、まとめて申告納入することはできますか。

A2-45 原則、宿泊施設ごとに申告納入していただきます。

例外として、以下のすべてに該当する施設についてはまとめて行える場合がありますので、市諸税係までご相談ください。

- ① 経営する複数の施設が同一敷地内又は隣接する敷地に存在する。
- ② 経理・宿泊台帳の管理を一元的に行っており、区分することができない。

Q2-46 プリンターがないため納入書が印刷できません。

A2-46 納入書を送付しますので、お手数ですが、市諸税係までご連絡ください。

Q2-47 宿泊者が旅行業者を通じて宿泊費を支払った場合、旅行業者からの入金に1～3か月ほどかかりますが、翌月に宿泊税を納入する必要があるのですか。

A2-47 宿泊税は、宿泊料を徴収した日ではなく、宿泊行為があった日の属する月に計上し、その翌月に申告納入をしてください。事前振込日と実際の宿泊日が月をまたぐ場合や、旅行業者からの振込が翌月になる場合も、宿泊日が属する月の翌月に申告納入をお願いします。

Q2-48 納期限までに納入しなかった場合はどうなりますか。

A2-48 納期限までに納入が確認できない場合は、地方税法に定める督促に関する規定に基づき、督促状を送ります。また、納入が遅れた日数等に基づいて延滞金を計算し、その結果により延滞金が発生する場合があります。

Q2-49 分割して納入することはできますか。

A2-49 分割納入は受け付けていません。納期限をすぎても完納ができない場合は、鹿児島市納税課に納付相談をしていただきます。

Q2-50 税額を誤って多く納めすぎた場合はどうなりますか。

A2-50 鹿児島市納税課で多く納めすぎた分を確認次第、「還付通知書」を特別徴収義務者に送付し、指定された口座に還付します。

3 周知・広報について

Q3-1 宿泊者への周知はどのように行う予定ですか。宿泊事業者が宿泊者へ説明する際に使えるような広報物の配布があるのでしょうか。

A3-1 主要な空港(福岡空港、鹿児島空港)や鉄道駅(博多駅、熊本駅、鹿児島中央駅)でのデジタルサイネージ広告、市電車両内へのポスター掲示、OTA サイト(楽天トラベル、じゃらん)へのバナー広告などの広報を順次行います。それぞれ実施時期は異なります。

宿泊事業者の皆様へは、広報物の配布を予定しております。不足がありましたら鹿児島市観光戦略推進課へお問い合わせください。

Q3-2 広報物にはどのような種類がありますか。

A3-2 ポスター(B2タテ)、チラシ(A4タテ)、三つ折りリーフレット、三角ポップ、バナーを作成しています。鹿児島市ホームページからダウンロードしていただくことも可能です。

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kan-senryaku/syukuhaku.html>

Q3-3 広報物は何か国語に対応しているのでしょうか。

A3-3 日本語、英語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、韓国語の5か国語に対応しています。